東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助取扱要領（老人福祉施設）

平成１６年３月３０日付　１５福高施第１２１３号

平成１８年９月２９日付　１８福保高施第４９３号

平成１９年３月２３日付　１８福保高施第１１１９号

　　　　　　　　　　　　　　　　　 平成２３年３月３１日付　２２福保高施第２１４２号

平成３１年４月２６日付　３１福保高施第３３４号

令和５年６月２７日付　５福保高施第６４８号

# １　目　的

この要領は、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱（老人福祉施設）（以下「要綱」という。）第４の２に定める努力・実績加算の対象者（以下「加算対象者」という。）等に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

# ２　加算対象者の要件等

加算対象者の要件及び支援内容は別表１のとおりとする。

# ３　加算対象者の承認手続き

（１）重度者加算を受けようとする社会福祉法人は、別表２に定める日までに福祉局長（以下「局長」という。）に申請書（様式１）を提出し、あらかじめ加算対象者の承認を受けなければならない。

　　　局長は、申請内容を審査し、加算対象者の要件に該当していると認めた場合は、加算の適用開始日を指定して承認し、申請者に通知する。

　　　なお、心身の状況変化等により加算の承認の変更を要する場合には、速やかに局長に申請書を提出し、変更の承認を受けなければならない。

（２）次の加算を受けようとする社会福祉法人は、加算を受けるために必要な支援を行い、別表２に定める日までに局長に、申請書（様式２）を提出し、加算対象者の承認を受けなければならない。

　　　局長は、申請内容を審査し、加算対象者の要件に該当していると認めた場合は、施設が支援を開始した日の属する月の初日（加算対象者が、当該月の初日に在籍していない場合は、翌月の初日）から加算対象者として承認し、申請者に通知する。

ア　通院同行加算

イ　介護予防加算

ウ　無年金者処遇加算

# ４　関係書類の整備等

努力・実績加算を受けた社会福祉法人は、別表２に定める関係書類を整備し、事業完了後、５年間施設に保管するとともに、局長が必要と認めた場合には、関係書類をその求めに応じ提示又は提出しなければならない。

５　報告書の提出

社会福祉法人は、承認された加算対象者に係る当該年度の支援結果等を翌年度の４月３０日までに様式３により局長に提出しなければならない。

（附則）

第１　この取扱要領は、平成１６年４月１日から適用する。

第２　平成１６年度における３の（１）の申請について、本則を適用した場合、申請時期が平成１５年度中となるものについては、別表２の規定にかかわらず、平成１６年４月１５日までとする。

第３　平成１６年度の重度者加算の取扱いについては、別に定めるところによる。

附則（平成１８年９月２９日付１８福保高施第４９３号）

　この取扱要領は、平成１８年１０月１日から適用する。

附則（平成１９年３月２３日付１８福保高施第１１１９号）

　この取扱要領は、平成１９年４月１日から適用する。

附則（平成２３年３月３１日付２２福保高施第２１４２号）

第１　この取扱要領は、平成２３年４月１日から適用する。

第２　改正後の要領の規定にかかわらず、平成２２年度の実績報告については、改正前の要領の規定を使用するものとする。

附則（平成３１年４月２６日付３１福保高施第３３４号）

　この取扱要領は、令和元年５月１日から適用する。

附則（令和５年６月２７日付５福保高施第６４８号）

　　　この取扱要領は、令和５年７月１日から適用する。